

## 事業報告

### 1. 会員の状況

栃木県労働者消費生活協同組合（労生協）が退会したため、会員数は 67 会員となりました。

### 2. 会館運営について

#### (1) 会議室利用状況について

会議室の利用状況は下表のとおりです。

##### <会議室利用状況>

会議室名	2015年度	2016年度	2017年度
第一会議室（7階西）	129	144	142
第二会議室（7階東）	82	85	105
第三会議室（1階正面）	43	68	38
第四会議室（1階北）	42	52	39
談話室（8階）	97	77	101
厚生室（8階）	47	59	45
合計	440	485	470

（注）「カルチャースクール」の利用は除く。

#### (2) 会館管理について

##### ① 建物・設備の主なメンテナンスについて

主な工事	概要
本館（一部）の漏水防止工事	本館東北部コーナー及び本館と東館の接続部の補修と漏水防止工事
第4・5駐車場の整備	車止めの設置及び駐車枠ロープの張替
別館（一部）フロア改修工事	OAフロア化工事
玄関タイルの補修	一部に割れが発生したため補修

##### ② 災害・非常時に備えて

ア) 入館団体で福祉センター自衛消防隊を組織し、日常点検を含め防火・防災に努めています。また、防火・防災への取り組みや非常時の対応に際し入館団体の連携を密にするため、各入館団体の防火・防災の責任者による防火担当責任者会議を開催しました。（10月）

イ) AED（自動体外式除細動器）の取り扱い講習会を宇都宮西消防署宝木分署から講師を招き開催いたしました。この講習会には入館団体職員の他に近隣の地域活動支援センター戸祭作業所の先生にも参加をいただきました。（10月）

ウ) 火災を想定した全入館団体等による避難・消火訓練を参加者 64 名で実施いたしました (11 月)。この訓練には戸祭作業所へも参加を呼び掛け、一緒に消火実技訓練を行いました。

エ) 災害等に備え、水や食料品・防災用品等の非常時物資の備蓄を行っています。

③ 環境管理・建物等の日常点検について

ア) 定期的に水質検査、環境測定、害虫駆除等を実施し衛生面の安全確保に努めています。

イ) 法令に基づく点検や、普段の点検により不具合・不備等への速やかな対応を行っています。

3. 社会貢献活動

(1) 自動販売機募金システム

自動販売機募金システムは、当センターの販売手数料の一部と販売業者が負担する同額を加算して、寄付を行うものです。

1 階エレベーター前に設置しているダイドードリンコ (株) 盲導犬育成募金自動販売機による今年度の寄付金は 10,101 円 (業者負担分を含む) になりました。

(2) 周辺道路の清掃

毎月第三金曜日に入館団体のみなさんの参加を得て、日光街道の県体育館前から松原交差点までとセンター東側の道路清掃を実施しています。

(3) ハンディキャップを持つ方々への就労支援

毎週火・金曜日は、ハンディキャップを持つ方々の自立を支援する NPO 法人チャレンジド・コミュニティが運営するパン製造・販売事業所「コパン」のパン等の販売場所として会館ロビーを提供しています。今年度の売り上げは 628,480 円となりました。また、「コパン」は栃木労福協主催の福祉まつりに、パンの出張販売として参加しています。

(4) 子供の「かけこみお宿」

戸祭小学校の「かけこみお宿」として登録しています。さらに、小学校にも子供たちが気軽に利用するよう児童に指導していただくよう申し入れをしています。

(5) 献血

年 2 回、センターを会場に日本赤十字社の献血車による献血を行っています。今年度は、延べ 35 名の館内や近隣のみなさんから献血のご協力をいただきました。

#### 4. 全国会館協との連携について

全国労働者福祉会館協議会（全国会館協）に加盟し、同協議会および同東部ブロック会加盟団体との情報交換などを行っています。

現在、全国会館協に加盟している会員は 21 会館となっています。東部ブロック会には当法人、一般社団法人神奈川県労働福祉センター（ワークピア横浜）、\*一般財団法人埼玉県勤労者福祉センター（ときわ会館）、\*一般財団法人山梨県労農福祉センターの 4 会館が加盟しています。（\*は東部ブロック会のみ加盟）

#### 5. 理事会開催状況

今年度理事会の開催状況は以下のとおりです。

開催日	回	主要議題
2017年 4月27日	231回	(1) 活動報告について (2) 事業報告、計算書類、公益目的支出計画実施報告書の承認について (3) 役員候補者選考結果について (4) 第52回通常総会の招集について (5) 第52回通常総会議案書（社員総会参考書類）について
6月16日	臨時 理事会	(1) 新役員体制について (2) 当法人選出の他団体役員について (3) 退任理事・退任監事に対する退任慰労金の支払いについて (4) 総会で出された意見要望への対応
7月21日	232回	(1) 活動報告について (2) 修繕・改修関係について (3) 事業概況について (4) カルチャースクール上期受講生募集結果について (5) その他（夏祭りの開催について）
10月13日	233回	(1) 代表理事および職務執行理事の職務執行状況の報告 (2) 修繕・改修関係について (3) 事業概況について (4) 規程・規則の変更および制定について ①一般社団法人栃木県労働者福祉センター管理運営規則（変更）

		<ul style="list-style-type: none"> <li>②個人情報管理規程（制定）</li> <li>③特定個人情報管理規程（制定）</li> <li>④就業規則の変更</li> <li>⑤再雇用制度規則（制定）</li> <li>⑥監事監査規程（制定）</li> <li>(5) カルチャースクール受講料の改定について</li> <li>(6) その他 <ul style="list-style-type: none"> <li>①申請中の「平成 28 年度公益目的支出計画実施報告書」に関わる県の処理完了について（口頭）</li> <li>②消防計画に基づく「総合訓練」、「防災教育」の実施について</li> </ul> </li> </ul>
12 月 15 日	234 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 代表理事および職務執行理事の職務執行状況の報告</li> <li>(2) 修繕・改修関係について</li> <li>(3) 事業概況について</li> <li>(4) 会員退会について（労生協）</li> <li>(5) 下期カルチャースクール受講生の募集結果について</li> </ul>
2018 年 3 月 14 日	235 回	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 代表理事および職務執行理事の職務執行状況の報告</li> <li>(2) 修繕・改修関係について</li> <li>(3) 事業概況について</li> <li>(4) 2017 年度決算見込について</li> <li>(5) 2018 年度事業計画・収支予算案について</li> <li>(6) 第 53 回通常総会の招集について</li> <li>(7) 公益目的支出計画等の変更について</li> <li>(8) 職員給与の改定について</li> <li>(9) 役員関連について</li> <li>(10) 非営利性が徹底された法人の要件に抵触する「特別の利益を与える取引」の有無について</li> <li>(11) その他（エレベーター改修工事について）</li> </ul>

#### 6. カルチャースクールの運営状況について

カルチャースクールは当法人の一般社団法人化に際して、公益事業と認定された事業です。講座内容、受講料、日常運営等が公益事業に相応しいものとなるよう細心の留意をしています。

現在、「英会話」「中国語」「書道」「ヨガ」「絵画」「絵手紙」「手話」の 7 講座を開設しています。講座は年 2 回に分け、上期は 6 月～11 月、下期は 12 月～

5月としています。

なお、下期より受講料を10,500円（消費税込）から10,800円（同）に改定しました。

講師には、それぞれの分野での第一人者に依頼をしています。

◎英会話 マーク マコーマック（マコーマック イングリッシュ コーチング代表）

他

◎中国語 宮郷 礼躍（中国出身講師）

◎書道 赤澤 豊（臥龍会）

◎絵手紙 大和田 初子（日本絵手紙協会公認講師）

◎絵画 松野 行（日展準会員・日洋会監事）

◎ヨガ 杉本 沙織（全米ヨガアライアンス公認講師）

◎手話 栃木県聴覚障害者協会

受講生数の状況は下表のとおりです。前年度比74名減少しています。その原因は、これまで長期に亘り継続受講していた生徒の退校が目立ったことや新規受講申込者が減少しているためです。今後は、募集の際の周知方法等に工夫をまいります。

<講座別受講生数>

	英会話	中国語	書道	絵手紙	絵画	ヨガ	手話	合計
前年度(通期)	332	18	50	42	42	57	33	574
今年度上期	150	8	24	22	16	23	14	257
〃 下期	140	7	25	22	10	26	13	243
<b>今年度合計</b>	<b>290</b>	<b>15</b>	<b>49</b>	<b>44</b>	<b>26</b>	<b>49</b>	<b>27</b>	<b>500</b>

（上期；6月～11月、下期；12月～5月）

## 事業報告附属明細書

2017年度（平成29年度）においては、「事業報告の内容を補足する重要な事項」に該当するものではありません。